

学校選択制度を実施します

平成17年度に中学校へ入学する新1年生からは、入学する岩見沢市立中学校を選ぶことができますようになります。



市は、子どもたち一人ひとりが、より充実した学校生活が送れる学校教育を推進するために、平成13年度から学校選択制度の導入について検討を進めてきました。

市教育委員会では、この検討結果をまとめ、昨年、「岩見沢市における学校選択制度」について岩見沢市立学校通学区域審議会に諮問。その答申内容を踏まえ、さらに検討を加えて、平成17年4月からの実施を決定しました。

入学する中学校の決め方

「通学区域制度」による指定を最優先として、次に個別の事由がある場合には「指定校変更制度」によって就学する学校を変更することができます。この現行の制度に、新たに「学校選択制度」による指定が加えられます。

①通学区域制度による指定

学校ごとに定められた通学区域の中に住んでいる方は、それぞれの区域の学校（指定校）を就学校とします。



②指定校変更制度による指定

保護者の申出を相当の事由があると認めるときは、指定校を変更して他の学校を就学校とします。



③学校選択制度による指定

指定校以外の学校を選択する申出を受け、受入れ可能な人数の範囲内で希望校を就学校とします。

○目的

選択という手段を通じて、子ども一人ひとりが自らの能力を伸ばし、生き生きと学校生活を送り、自己実現が図られます。

各学校は、選択されるという立場から、創意工夫により特色ある教育活動を展開し、家庭や地域と連携して、より一層の活性化を目指し魅力ある学校づくりを推進します。

○期待できること

子どもは、自らの意思と責任で多様な価値の中から学校を選択することで、生き生きと学校生活を送

り、保護者は、積極的に学校との関わりをもち、学校との強い協力関係が成立し、教職員と一体となった特色ある学校づくりの推進役となります。

また、通学区域を越えて人の交流が進むことから、地域の人々の学校に対する関心と支援が一層高まります。

各学校は、子どもや保護者、地域の人々の学校への関心の高まりを適切に受け止めた教育を推進することにより、地域に開かれた特色ある教育課程の編成・実施が意識化され、学校教育がより一層活性化します。

また、学校が自らの教育活動に貢

学校選択制度による入学までの流れ (予定)



通学区域の学校(指定校)を希望した方は、必ず入学することができます。

任を持つ意識が高まり、教育活動の改善と充実が一層進みます。教職員は、自ら積極的に意識改革を図り、子どもや保護者のニーズの把握に努め、それに対応するとともに、自己研さんに積極的に取り組み、より一層の資質の向上を図ります。教育委員会は、各学校が進める地域に開かれた学校づくりや特色ある教育課程の編成・実施、指導方

法の工夫や改善などの取り組みを積極的に支援するとともに、より一層の教育環境の整備充実に努めます。

○実施のための基準

【対象】

新たに中学校へ入学する児童が対象で、希望により、市立中学校全7校の中から選択できます。各中学校ごとに受入れ可能な生徒

数を定めて、選択希望調査を行う際に公表します。

【選択希望の手続き】

選択希望の申出は、入学する前年の10月15日までにを行います。選択希望者の数が希望校の受入れ可能数の範囲内である場合は、希望どおりに入学できます。

各学校の受入れ可能数については、それぞれの通学区域内から他の学校を選択する対象者の数に応

じて増加することとなります。

選択希望者の数が受入れ可能数を超えた場合は、公開抽選を実施し、入学者を決定します。

抽選で外れた者は補欠として登録され、希望校に就学する予定者の転出などにより、受入れが可能となった人数に応じ繰り上げて入学できます。

繰り上げて入学できる期限は、1月下旬までとし、それがかなわなかった場合は指定校に入学します。

選択希望の申出を締め切った後も、入学式の前日までに他市町村から転入した対象者は、希望校の受入れ可能数の範囲内で選択できます。

【選択による指定の変更】

選択により入学した生徒についても、教育的な配慮を要する事由が発生した場合には、指定校変更制度の適用について協議します。

【実施時期】

平成17年度の中学校入学予定者から実施します。

詳細は、市情報公開コーナー・市教育委員会ホームページでも公開しています。

問合せ先 市教委企画総務課